

社会福祉法人せんわ役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せんわ（以下「法人」という）の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員」という）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬は、役員のうち法人業務を行う役員に対して、報酬及び交通費を支給する。但し、せんわ職員が役員を兼ねている場合は支給しない。

(支払い方法)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。但し、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全額又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は毎月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

2 非常勤の役員は出勤した当日に支給する。

(支給額)

第5条 常勤役員の俸給月額は、以下の通りとする。

理事長	340,000 円
-----	-----------

2 非常勤職員の俸給日額は、次の通りとする。（理事会、評議員会、評議員選任解任委員会）

理 事	5,000 円
監 事	5,000 円
評議員	5,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円

(通勤手当)

第6条 通勤手当は実費相当額を支給する。

(改正)

第7条 この規程は理事会の決議を得てから改正する。

(実施に必要な事項)

この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 23 年 4 月 16 日から適用する。
この規程は、平成 27 年 12 月 16 日から適用する。
この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。